

こども110番「青少年を守る店・守る家」【Q&A】

Q：「青少年を守る店・守る家」に協力する場合、どういう手続きが必要ですか。

A：概ね小学校区ごとに組織された青少年育成協議会（以下、青少協という。）の各支部に申し込んでください。該当する地域の支部が分からない時は、下記の問合せ先までお尋ねください。住所（所在地）、氏名（会社名・店舗名）、電話番号をお伺いした後、ステッカーをお渡しいたします。

なお、子ども達の安全を守るネットワーク作りのため、青少協の各支部、学校、警察、神戸市で協力者の名簿を管理します。

Q：任期というものはあるのですか。やめたい時にはどうすればよいですか。

A：期限というものはありません。事情が許す限り協力を続けてください。

やめざるを得ない時には、その旨青少協支部または下記の問い合わせ先まで連絡してください。

Q：今までの具体的な避難・救護例を教えてください。

A：平成16年度に、全市で「青少年を守る店・守る家」アンケート調査を行いました。その結果、調査の回答をいただいた店・家の858軒の中で56軒（約6.5%）の避難・救護例がありました。具体例として、ストーカーや変質者に追いかけられた子どもの保護、痴漢に襲われた子どもの救護、怪我した子どもの救護等の事例が報告されています。

ご協力をいただく皆様には、普段から、地域の一員として青少年へ関心を持ち、積極的にあいさつなどの声かけを行うなど、青少年に温かい気持ちで接していただき、地域のコミュニケーションを図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

Q：協力者同士が情報や意見を交換する場はあるのですか。

A：少なくとも、春、夏、冬の3回、青少協各支部の青少年育成委員が青少協の機関誌『希望』を持参して、情報提供および情報交換にまいります。

まず、地域の青少年育成委員と顔なじみになっていただくようお願いいたします。

また、上記以外の機会でも地域の中で意見を交換する機会を持つなどして、地域ぐるみで子どもたちを守り育てるネットワークを築いてください。

Q：子どもの避難に協力した際に、ケガをしたような場合、補償されるような制度はあるのですか。

A：「市民活動傷害等見舞金」の制度の対象となります。そのためにも、青少協各支部での協力者名簿の管理が大切になります。

傷害見舞金 入院 3,000円/日（180日を限度）

通院 1,500円/日（90日を限度）

※ いずれも治療日数が14日以上 of 傷害を対象とする。

一時見舞金 1万円（傷害等が生じた時点で支給） など

（市民活動傷害等見舞金の内容は、平成21年度のもので、平成22年度以降については、変わる場合もあります。）

●お問い合わせは下記まで●

東灘区まちづくり課地域活動係 TEL841-4131(代) 長田区まちづくり課活動支援係 TEL579-2311(代)

灘区まちづくり課青少協担当 TEL843-7001(代) 須磨区まちづくり課地域活動係 TEL731-4341(代)

中央区まちづくり支援課地域活動係 TEL232-4411(代) 垂水区まちづくり課青少協担当 TEL708-5151(代)

兵庫区まちづくり課青少協担当 TEL511-2111(代) 西区まちづくり支援課青少協担当 TEL929-0001(代)

北区まちづくり支援課地域活動係 TEL593-1111(代)

発行：神戸市青少年育成協議会／事務局：神戸市市民参画推進局青少年課内 TEL322-5182